

## 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会（第25回）議事要旨

日時：2023年9月12日（火）15時00分～17時00分

場所：Web開催

構成員）宍戸座長、生貝構成員、石原構成員、伊藤構成員、太田構成員、落合構成員、高口構成員、小林構成員、立谷構成員、日諸構成員、花谷構成員、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森構成員、若目田構成員

説明員）凸版印刷株式会社、ウフル株式会社

オブザーバー）デジタル庁、個人情報保護委員会事務局、一般社団法人日本IT団体連盟事務局）総務省、経済産業省

資料25-1 情報銀行認定制度に係る今後の取組案

資料25-2 「情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る調査」説明資料

資料25-3 「情報信託機能を活用したスマートシティにおけるデータ利活用に係る調査」説明資料

参考25-1 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 開催要綱

参考25-2 第24回検討会 議事要旨

参考25-3 情報信託機能の認定に係る指針（Ver3.0）

- （1）情報銀行認定制度に係る今後の取組案
- （2）令和5年度総務省情報信託機能活用促進事業について
- （3）意見交換

意見交換

<情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用について>

●教育分野でパーソナルデータの流通が必要なことは間違いないと思うが、昨年度、教育データに関して批判があった例もあり、慎重な議論が必要だと考えている。

また、取り扱うデータについて論点が出されていたが、教育分野でいうと、データがないこと自体が機微なデータになるということがある。例えば不登校の場合、ある期間のテスト

のデータがないということは、データがないということだけではなく不登校だったという個人の機微性のあるデータになるため、そういったことも踏まえて検討する必要がある。

本人確認についても、国の実証事業だとプレイヤーが密連携するため本人確認がおざなりになりがちだが、実際に実現しようとする疎結合になるため、いかに本人確認をして適切に本人のデータを紐付けるかが非常に重要になると思う。その点も今回の実証で御検討いただきたい。(美馬構成員)

●JAPAN e-Portfolioのときにも少し話題になったと思うが、今までの情報銀行のサービスは利用者が主体的に参加するものであった。今回、学校がそれを採用するとなると、強制的に生徒が参加しなければいけなくなる。同意取得はあるが、強制的にやらなければいけないとなってしまうと、情報銀行の趣旨としてよいのか疑問である。情報提供可否とともに、生徒が利用したいかという参加可否における許諾権も考える必要があるのではないか。

また、資料25-2の6ページ目に本実証におけるデータ流通フローについて、利用者個人の便益として学校や塾の指導の充実が挙げられているが、利用者である児童生徒が直接そのデータを活用するというケースがあってもよいと思う。デジタル教科書やドリルの個別サービスもパーソナライズされて、よりよい振り返りや学習計画に生かせると思うが、机上検討でもあるように、学校外教育や他の教育サービスの提供企業のデータが入ってくると、利用者個人がそれを組み合わせて主体的に使うこともできる。その方が児童・生徒も利用されるデータや利用方法を理解しやすくなり、第三者提供の可否にも関係してくると思う。(伊藤構成員)

●教育データの活用は大変重要だが、情報銀行・情報信託ビジネスとは合わない部分があると思う。情報銀行は本人のコントローラビリティを確保するものであるが、今回のデータ主体は生徒であるのに対し、サービスの提供対象は学校や家庭、塾である。(間接的には)利用者個人の便益にはなるのかもしれないが、利用者個人が直接利用するものではない。このスキームの中では生徒や児童がデータ主体でありながら、同意の権利を実質的に行使できる立場にはない。この点が教育データならではの特徴であり、課題であると思う。教育目的ということで、同意とは別の理由でデータ利用を正当化するのかもしれないが、児童・生徒個人の意思をどのように反映していくのかというのは、常に意識して検討されるべきである。

公教育の教育データに関する議論で保護者の関与はそれほど大きくないが、今回の検討では保護者がどれぐらい同意に関わるかという点も議論が必要である。低学年であれば保護者が監督する責任があると思うが、例えば中学生なら本人の意思や意向をどこまで反映するべきか。諸外国では、年齢に応じて生徒の意向も考慮するべきとしていることもある。情報銀行は同意やコントローラビリティは本人の意思に基づくということを根幹に置いているので、この点についてもよく議論いただきたい。(小林構成員)

●事務局説明資料には、生涯にわたる学びの環境整備との記載があるが、検討課題を見ると対象として子供を想定している。子供を想定しているために様々な課題が出てくると思うが、もし生涯にわたる学びの環境ということであれば、大人の学びや社会人の人材育成も想定されるのではないか。生涯にわたる学びの環境整備との関係がよく分からない。もし大人を想定しているのであれば、検討課題が不足していると思う。(古谷構成員)

⇒今回の実証や検討課題には大人の学習履歴等の観点は含んではいない。『教育データ利活用ロードマップ』にはライフステージの変化による教育データの活用というところも触れられているため、その検討はまた別途行うものとして考えている。(事務局)

⇒今回は子供にフォーカスするというのであれば、その旨を明記した方が誤解がないと思う。(古谷構成員)

⇒論点を整理する際に、その辺りの表現も踏まえて記載させていただきたい。(事務局)

●情報銀行に関してはユースケースについて長く検討を行ってきたが、今回の教育のテーマに関しては、個人が自分のコントロール下において、試験や教育課程のデータを流通できるという事例になると思う。個人が個別にやるのではなく、情報銀行が介在することによる本人のメリットを明確にする必要がある。検討実証では、情報銀行がある場合とない場合での違いを比較評価するべきだと思う。そもそも情報信託機能を第三者が仲介して提供するという個人の対するメリットが、個人が個別にやることができないからなのか、仲介した方が効率がよいのか、安全なのかということを考慮しないと、本来の目的である制度の普及促進に資する評価が得られないのではないかと。(真野構成員)

●具体的な検討事項のうち、データ種別・取扱いについて、各システムとの連携方法はどうかという箇所、教育分野のデータと他分野のデータを連携させるという記載

があるが、この教育データワーキングの検討事項として、教育データを医療などの他分野と連携することは検討事項に入っているのか、伺いたい。

また、実証事業について、2つの小中学校に協力いただき、対象は小学5年生25名、中学1年生25名、小学5年生約70名と記載されている。この事業を進めるにあたり、テストのデータ利用等について合意を取る必要があるとのことだが、この25名、25名、70名というのは、あるクラスの全員なのか、一部なのか、教えていただきたい。加えて、この実証事業において同意取得できなかった事例があるのか、差し支えなければ伺いたい。(高口構成員)

⇒情報銀行自体は教育分野以外のデータを持つ可能性があり、『教育データ利活用ロードマップ』においても健康・医療、防災といった他分野との連携が検討事項として整理されているため、今回の検討スコープに入ると考えている。ただ、今回の実証においては、他分野のデータとの連携は机上調査とする予定である。議論する際には、教育データを用いて教育以外の分野を含めてどのような利用目的であればよいか等、利用目的の論点に係る内容として検討したい。(事務局)

⇒資料にはクラス全員の人数を記載している。同意の取得は今後行うため、実際の対象人数は同意の結果次第になる。(凸版印刷株式会社)

●今回の実証における情報銀行は教育プラットフォームとして凸版印刷がつくるため、この場合であれば、IT連盟で情報銀行の認定は可能だと思うが、自治体自身がデータプラットフォームになることを検討しているという話も聞く。その場合、IT連盟が自治体に対して情報銀行の認定ができるかが明らかでない。今回の検討では、自治体がプラットフォームを担うというところまで検証予定か、伺いたい。また、検討するのであれば認定にも関わるため、そこも含めて御検討いただければと思う。(花谷構成員)

⇒いただいたものを含めてワーキンググループの中で検討していきたい。(凸版印刷株式会社)

●データポータビリティに関して、PHRの検討で議論になったこともあるが、相互運用性自体をどう確保していくのか考える必要がある。先ほど、自分の学習データを後々まで持っていけるようにするという話があったように、ポータビリティ的な機能の取扱いに係る検討は、教育の分野でも非常に重要だと思う。ポータビリティ的な発想が根底にあるものの、ポータビリティ自体を想定した具体的な要件は情報銀行の認定スキームの中には入っていない

なかったが、特に教育分野では議論しても良いと思った。

また、以前の医療分野の議論ではデータをカテゴライズして検討し、要配慮個人情報の取扱いを含めて整理していた。教育分野についても、例えば学校では、意図しない場合も含めて、門地など様々な情報を取得するため、指針における要配慮個人情報については別途、明示的な議論が必要だと思う。

さらに、教育分野に即した同意や情報連携の在り方が重要だと思う。個人情報保護法のガイドラインを見ても今回の対象は微妙な年齢であるため、どういう範囲で代諾を認めるか、整理が必要である。例えば虐待やいじめの対策の場合を考えると、情報銀行ではあるが、本人の意思を尊重するのが適当であるかという論点がある。やはり情報銀行であるため、あくまで同意の範囲で利活用するという整理になると思うが、利用目的にも着目して検討する必要がある。その視点では、情報を渡す範囲を個人単位で指定するというようなことも考え得るのかもしれない。

最後に、やはり参加の任意性の部分は重要な点になると思っている。そもそもの参加の任意性という形なのか、同意に当たっての任意性ということなのかという点はあるが、オプトアウトや終了をする場合の取扱いに関しても、重要なポイントになると思う。(落合構成員)

●教育データの取扱いは慎重になるべきとの話があったが、情報銀行は認定制度ということもあり、消費者にとっての安心・安全を目指すものなので、非常に注意を払って検討を進める必要がある。

コントローラビリティについて、学校教育は一部の生徒に対して何かを提供するということは基本的に想定されておらず、学校教育では同意が機能しない面がある。データの取扱いも同様であり、オプトアウトも難しい部分がある。同意取得やオプトアウトがなく、全員やってもらうといった場合は、どういう目的なら扱っていいのか、どういうデータをどう利用するのかという、利用目的や利用方法が課題になる。以前報道されていたが、生体データを学習目的や生徒の自傷行為の判定に用いる、というような、センシティブだが利用目的が非常に重要なものをどう考えるかという検討は必要である。他分野データとの連携についても、場合によっては批判される可能性が考えられ、その利用目的が重要である。同意やオプトアウトが機能しない部分で、どのような利用目的なら利用していいのか、現時点で洗い出すことは非常に重要である。

一方で、同意がないなら情報銀行の役割はどうなるのかという指摘もある。考えられるこ

との1つとして、ポータビリティのツールとしてアーカイブ的な機能が挙げられる。これまで認定情報銀行は第三者提供を前提にしていたが、そういう考え方をしない余地はあるのではないか。そのまま話を進めると、第三者提供を前提としないPDSのようなものの認定の仕組みを考えるとということまでいくが、そこまで議論するかはともかく、アーカイブ的、ポータビリティ的な使い方は検討できる。

もうひとつ、別の考え方として、学校教育ではなく学外の場合であれば、同意やオプトアウトが全面的に作用する。提供先には安全な予備校や教育アプリがあると思うが、学外でのコントローラビリティは十分にあるため、情報銀行の世界に立ち返って考えられるのではないか。(森構成員)

●今回の検討を進めること自体については御了解をいただいた上で、これまでの情報信託機能の考え方、認定制度の在り方、教育分野の特性、今後の拡張可能性について、非常に重要な御指摘をいただいた。この情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用については、今回御指摘いただいた点に留意いただきつつ議論を進め、改めてこの検討会に御報告をいただくということにさせていただきたいと思うが、問題ないか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異議ないものとして、このように進めさせていただく。(宍戸座長)

<情報信託機能を活用したスマートシティにおけるデータ利活用について>

●スマートシティにおける情報銀行の機能のニーズは結構あると感じている。その上で、今回、情報連携をつかさどる都市OSと情報銀行を分離するような形でデザインされていることに少し違和感がある。基本的には都市OSそのものに同意取得や連携の機能があり、そこが情報銀行の機能を持つのが自然だと思ったが、既に検討していることがあれば伺いたい。

また、昨年度、東京大学の未来ビジョン研究センターで、宍戸座長や森先生にも御協力いただき、スマートシティのデータガバナンスガイドラインを作成しているため、御参照いただければと思う。(美馬構成員)

⇒資料25-3の10ページ目に、都市情報と情報銀行の関係について、簡単に考え方を記載している。都市OSが情報銀行を担うという考え方もあったが、複数の土地、OS間、個人情報流通させるためには、情報銀行がハブとして機能するのがよいのではないかとという仮説を基に、今回は都市OSと情報銀行が分離する構成にしている。(株式会社ウフル)

⇒趣旨は理解した。一方で、やはり都市OS自体が、その地域の中での流通を担うというのが第一かと個人的には感じている。(美馬構成員)

●都市OSがパーソナルデータを扱えるようなモジュールを入れて、情報銀行の機能を果たすというユースケースの検討はぜひ行っていただきたい。DSAにも推奨されているパーソナルデータ連携モジュールを使って、都市OSにどのようにパーソナルデータを連携するのかという検討もあるとよいと思った。

また、実証に個人の禁忌食材等への対応という記載について、禁忌食材と聞くと宗教信仰に関わる要配慮個人情報になり得ると思うが、現在の情報銀行ではそのような情報は取り扱えないことも踏まえて論点になるのか。アレルギーに関してはもともと書いてあるので、アレルギーは健康医療分野の要配慮個人情報として取り扱うという理解でよいか。その場合、提供先がそういった要配慮個人情報を利用するために必要なルールの検討も必要だと思った。

また、実証概要4について、情報銀行から自治体の運営する都市OSにデータが行き、そこから地場の店舗に個人情報が行くという理解でよいか伺いたい。情報銀行は基本的に再提供が禁止されていると思うが、この実証では再提供をするためにどういうことが必要になるかという検証を行うのか。さらに、包括同意と記載されていたが、特に実証概要4のところを見ると、個別同意のほうがよいのではないかと考えている。食事の際にどの飲食店に行くかというチェックインをするので、そのときに個別同意をとればよいのではないかと。包括同意は再提供のところまで包括同意するのかという質問にもなるが、包括同意としている理由を伺いたい。(太田構成員)

⇒都市OSが個人情報を担うというのが自然ではないかというモデルについて、机上検討を含め、どのようなモデルが適しているのか検証していきたい。

禁忌食材について、今回の実証ではアレルギーまでがスコープであり、ハラールといった宗教的な禁忌食材については、今回はスコープの中からあえて外している。

再提供について、今回の実証においてはデータが情報銀行から自治体に渡り、さらに自治体から地場店舗にわたる、という課題の認識はある。個人に結びつかない提供の仕方があり得るのか、それで地場の店舗に資するものになるのかという点を含めて、今回の検証を進める予定である。また、再提供に当たるのだとした場合のルールの整備や、ルールとの整合性も今回の実証のスコープに入っている。

包括同意と個別同意について、今回の実証に御参加いただく同意を、個人情報をお預け  
いただくというところを含めてウフルと参加者で書面等により契約することを、包括  
同意と表現している。また、アプリ上で個別同意をサンプル的に行うことを予定してい  
る。どのような形であれば個別同意が取りやすいのか、UI/UXを含めた体験とヒアリン  
グを行い、検証したい。(株式会社ウフル)

⇒個別同意というのは、各店舗に、この店舗にこの情報を提供するという意味の個別同意  
か。(太田構成員)

⇒各店舗ではなく、今回の都市OSに提供されている個人情報を、普通の個人情報を取り  
扱っているアプリ上に提供するというところまでがスコープになる。個別の飲食店に  
提供するという同意は、包括許諾に含まれている。個別同意のほうがよいのではないかと  
いう御意見については検討したい。(株式会社ウフル)

⇒健康・医療分野の要配慮個人情報もあるかと思うため、包括同意で地場の飲食店まで自  
分のアレルギー情報を提供する同意まで取るのは、再提供というところもあり、難しい  
のではないかと感じている。(太田構成員)

⇒DSAでは、地方自治体が都市OSでパーソナルデータを流通させるにあたってデータ連携  
基盤のモジュールをつくる場合には、パーソナルモジュールというものを推奨してサ  
ポートしている。ただ、今回の実証実験の自治体は、恐らくそのモジュールを使ってい  
ないと思う。また、都市OS自体も、都市OSの運営主体が地方自治体なのか、地方自治体  
以外かという線引きは明確ではない。このためコメントは難しいが、今回の実証実験は  
恐らくデータ収集者が自治体であることが、参加者にとって信頼性のひとつになって  
いるため、都市OSの中の機能を使っているという言い方でもよいと思っている。(真野  
構成員)

●今回の観光シナリオと防災シナリオは、以前行っていた総務省のIoTおもてなしクラウド  
の実証実験に近いと感じた。あの実証では外国人向けの観光情報や災害情報、禁忌情報の共  
有を含めた飲食店とのやり取りを、各言語に対応して表示するなどの取組をしていた。今回  
の実証はPDS的なユースケースに近いと感じ、UI/UXについても検討されているようなので、  
5年ほど前ではあるが、IoTおもてなしクラウドの実証実験の資料を参考にしたり関係者に  
ヒアリングをするとよいと思った。(伊藤構成員)



<情報信託機能の今後の方向性について>

● パーソナルデータの主権者は個人であって、そこが自らの関与の下にコントロールできることが大前提だと思うが、今後、情報信託機能の制度が社会に広く用いられて、より有益な事業を生み出すという視点で議論をすると、個人の便益より情報銀行の活用促進を求めた議論になってしまいがちである。7年程度、この検討会を開催しているが、一度、実証実験や実事業等を整理するとよいと思う。情報信託機能はかつての内閣官房IT室での検討から始まっているが、例えば今年の検討会の最後に過去の検討を整理できれば、次のステップですべきことも分かるのではないかと期待している。(真野構成員)

● 情報銀行事業が開始され、検討会において自治体、教育、医療などの分野に絞った深掘りと指針の見直しを行ってきたが、本質的な情報銀行の必要性は、検討開始時から変わってきている。そもそも情報銀行とPDSは別のものであり、純粋なPDSは認定の対象外となっているが、今必要とされているのは便利なPDSなのではないか。PDSや情報銀行を活用する意義を、改めて考える必要があると思う。

デジタル庁でも、デジタルアイデンティティウォレットの話が進んでいると思うが、これはPDSのようなものだと思う。PDSを運用する主体には、やはり信頼が必要であり、そこに情報銀行の議論が載せられると有意義だと思う。一度、過去の検討を振り返って、個人にどのような便益やニーズがあって、情報銀行やPDSがあるのかを考え直す機会があるとよい。

(太田構成員)

● 令和3年8月に行われた第19回の資料19-5に、今後の情報銀行の展開に向けた取組が書かれているが、その中に情報銀行認定におけるプラットフォーム認定制度の導入というものの検討を進めるとの記載がある。2年が経ち、いわゆるプラットフォームの中で実装可能な機能が増え、情報銀行を実現するためのモジュールが集まってきたと思う。情報銀行の全体を認定するというだけではなく、モジュール別、機能別の認定制度について、検討を進めているのであれば、現在の進捗を共有いただきたい。(伊藤構成員)

⇒プラットフォーム認定制度の導入については、現在もIT連盟と検討を続けているところである。先ほどから御意見をいただいているとおり、情報銀行が提供できる価値は何か、誰が安心できる認定制度を求めているか、どのような形の認定制度であるべきかを考え直す必要があるフェーズに来ていると認識している。今後の議論として、パーソナ

ルデータの活用ニーズの高い分野に絞った検討は進めていくが、それに加えて認定制度の在り方等について見直していきたいとも考えている。論点を整理していく段階で、構成員の皆様にも御相談しながら、今後予定している準公共分野やスマートシティの議論とは別に、この検討会の議題として提案させていただきたい。(事務局)

⇒補足させていただくと、プラットフォーム認定について、どのような認定であるべきかという検討は進めている。例えばプラットフォーム認定を持った事業者と実際に運営する事業者でどのような認定の差異があるべきかなど、課題を挙げて検討している。この辺りはまた、総務省と連携し、検討状況を共有できる機会があるとよいと思う。(花谷構成員)

●自分が教育データを持つことに意味はあるが、自分で保存し、使う際にはデータ形式を整えるなど、自分で行うのは大変なため、事業者に管理をしてもらう形でのPDSや、その認定については考える余地があるのではないかと。提供時において本人のコントロール性を確保するために、提供先にPマークやISMSなど何らかの安全性を求めると認定事業者数が増えないという課題もあるが、第三者提供を前提にしないことも考えられる。これは教育データだけでなく、他分野においても検討できると思うが、医療データについてはあまりそういう話になっていない。集中管理でも、分散管理でも、医療機関や公的なデータ管理機関等、ネットワーク側で情報を持つことが前提になっているが、本当はPDSでもよいと思う。海外にはそういう仕組みもあるため、個人が自分のデータを持つことも考えてよいのではないかと。モジュール、特にPDSの部分を認定対象として考えることはできると思う。(森構成員)

●欧州でもそうだが、議論がポータビリティに寄っており、例えばPHRのメディカルデバイスを作る人は、そのデータをクラウドに置いたとしても利用者が必要なときに取り出せることを保障する必要があり、それを利用者が指定した人に渡す場合には、利用者が得られるのと同じクオリティの情報を担保することが求められる。自分の大量の医療データを自分で管理するのは難しいため、情報銀行やPDSという仕組みは非常に有益だと思う。教育でいえば、例えばリスキリングで生涯学習にあたり自分の過去の試験データを参照したい際に、試験の主催者側が保管していて個人で取り出せないのは不便である。一方で、それがプラットフォームの範疇になるのかは微妙である。試験実施業者がプラットフォーマーかと

いうと違うと思うが、個人のコントローラビリティという視点からのメリットはぜひ追求してもらいたい。(真野構成員)

●すべてのデータ連携の場面で必ずしも情報信託機能が必要とされるわけではなく、個人の便益や情報の利活用の推進について、うまくユースケースを設定し、絞って議論していくことが大切だと思う。特にスマートシティにおいては、無限定にいろいろな話に広がりかねないところがあり、色々なリスクを考慮するあまり制度としてあまりに非現実的なものになってしまったり、そこまでは実装が望まれていなかったりする可能性がある。他の情報連携の方式も考えた上で、情報銀行が有用だということを打ち出して議論できると、スマートシティのユースケースにおいても、一般的な情報銀行の普及においても大変有益だと思う。

(落合構成員)

●今後のこの検討会の進め方も含めて重要な御指摘があった。確かに、この検討会は今回で25回目であり、過去にはワーキンググループを設置して検討し、実証事業も行ってきた。IT連盟による認定を受けた事業者や、事業を停止した事業者も存在する。また、この議論が始まったとき、データ利活用に関する検討事項として、PDS、情報銀行、データ取引市場の3点があったが、そのときの状況と、現在のデータ利活用あるいはデータ流通で求められている状況との違いを踏まえて、情報信託機能に何が求められるのか、それは情報信託機能や認定制度で対応できるのかなど、情報信託機能に関する取組の全体を整理して今年度議論ができるとよい。そのためには、総務省における実証事業等の実績や、IT連盟における認定の実績など、情報を集めて整理していただきたい。進め方については私の方で引き取り、事務局と相談しながらやらせていただきたいと思う。(宍戸座長)

<今後の予定>

●情報銀行を活用した教育分野のデータ利活用については、先ほど説明したとおり、議論を進める予定である。こちらについては、年度内をめどに方向性を取りまとめて検討会に御報告させていただきたいと考えている。

また、今後の方向性やこれまでの振り返りについての御意見については、先ほど宍戸座長からのお話があったとおり、相談させていただきながら次回検討会の御案内をしたいと考えている。教育分野の御報告が先なのか、振り返り等について議論する会合が先なのかは検

討の進捗次第だが、また事務局から御連絡させていただきたい。(事務局)